

平成 29 年度 松戸市障害者計画推進協議会 議事録

日時：平成 29 年 10 月 27 日（木） 13：30～

議事 1 第 2 次松戸市障害者計画進捗状況について

（事務局：障害福祉課より報告）

第 2 次松戸市障害者計画は、障害のある人も無い人も、誰もが自分らしくお互いの存在を認め合い、安心して暮らせる街にしていくことを目指して、平成 25 年度に策定し、平成 32 年度までの 8 年間で期間として推進している。

資料 1. 「障害状況報告」より説明

（事務局：障害福祉課より報告）

1 ページ

平成 29 年 3 月末現在、市内での障害者手帳取得者数は、身体障害による身体障害者手帳所持者が 13,157 人、知的障害での療育手帳所持者が 3,036 人、精神障害での精神障害者保健福祉手帳所持者が 3,403 人、合計 19,596 人である。平成 23 年 3 月末の障害者手帳取得者数と比較して、22.5% 増となっている。松戸市の人口 48 万 8,187 人のうち 4% が障害者手帳を所持している。

2・3 ページ

身体障害者手帳における障害別の割合としては、おおむね横這いの状況にある。一方、身体障害者手帳における等級別の割合としては、1 級と認定される手帳の所持者数が大きく増加している状況が確認されている。

4 ページ

療育手帳における程度別の状況としては、各年度で程度ごとの増減が見られる中、重度域と認定された手帳の取得者数は年々継続して増加していることが確認された。

5 ページ

精神障害者保健福祉手帳における等級別の状況としては、いずれの等級に関しても増加が確認されている。

身体障害者手帳の所持者増加に関しては、明確な要因の把握はされていないものの、身体障害者手帳所持者のうち 65 歳以上の者の割合が 67.1% と高いことから、高齢化に伴う身体機能低下が疾病や怪我を生じさせやすく、これに起因する身体障害の該当者数を増やしているのではないかと考えられる。

療育手帳の所持者増加に関しては、乳幼児健診率が年々上昇していることに加え、発達面への関心の深まりから医療機関を受診するケースが増加し、その結果、障害の早期発見と早期療育に繋が

った、という要因が存在しているものと推測される。

精神障害者保健福祉手帳の所持者増加に関しては、精神医療に対する社会的認知度の高まりが要因になっていると考えられる。

総じて、公共交通機関の料金減免等をはじめとした、障害者手帳取得者に対する公的・民間両面でのサービス充実が、障害者手帳の取得促進の根幹にあるものと捉えている。

資料 1-③

当資料では、松戸市における障害支援区分判定結果の推移を提示している。

(事務局：障害福祉課より報告)

第2次松戸市障害者計画進捗状況について、**資料2.「松戸市障害者計画進行管理票（平成29年度）」**及び**資料3.「第2次松戸市障害者計画の体系・進捗状況一覧」**を参照して説明を行う。

第2次松戸市障害者計画は、福祉分野のみならず、教育、保健、就労、スポーツ、まちづくりなど様々な分野を対象として、地域住民、障害のある人、行政がそれぞれの立場からの主体的な取り組みにつき、5節14項目の各種政策として体系付けた計画である。

本計画では、計画策定前の平成23年度時点でのアンケート結果並びに実績値をもとに基準値を置き、当該基準に対する達成目標を、計画最終年である平成32年度の目標値として設定した。

昨年の平成28年度が第2次松戸市障害者計画の中間年にあたるどころ、平成28年11月に、障害者1,500人、障害児500人、障害者手帳を所持していない市民1,000人、計3,000人を対象として中間評価アンケートを実施し、うち56.2%より回答を得ている。進捗に係る中間評価は、当該アンケート結果並びに平成28年度実績値をもとにして出されたものである。第2次松戸市障害者計画の中でも、特に重点的に取り組むべき事業として「相談支援体制の充実」「就労の支援」「災害時における支援体制の整備」の3項目を掲げているところ、これらの事業につき、これまでの取り組み結果としての中間報告と、平成32年度の目標値へ向けたアプローチについて説明を行う。

資料3.「第2次松戸市障害者計画の体系・進捗状況一覧」より説明

(事務局：障害福祉課より報告)

重点項目1点目「相談支援体制の充実」に関して、基幹相談支援センター及びふれあい相談室の認知度については、目標値に比べ、中間値が大幅に低い状況である。これまでの取り組みが、関係機関へのパンフレット設置に留まっていたところ、今後は、地域住民が参加するイベントや会議等において、計画相談支援・障害児相談支援の達成状況を提示するとともに積極的な呼びかけを実施し、目標値へ近づけていきたいと考える。

資料2.「松戸市障害者計画進行管理票（平成29年度）」より説明

(事務局：障害福祉課より報告)

34 ページ

「相談支援体制の充実」のうち、「相談支援体制の整備・充実」へ向けた取り組みとしては、平

成18年10月に、障害の垣根を越えて総合的に対応する「ふれあい相談室」を、平成25年10月には、日常生活で行きづらさを感じている方の相談へワンストップでの対応を行う「基幹相談支援センター」を、そして平成28年6月には、障害種類ごとの専門性を活かした身近な相談拠点としての「ハートオン相談室」3箇所を、それぞれ整備している。松戸市ではこの5箇所に業務を委託し、地域の相談支援体制の強化を図ってきた。当該5箇所の相談総件数は、平成25年度には7,578件であったが、平成28年度には22,657件へと大幅に増加しており、また、セルフプランを除いたサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成率も、向上しているところである。しかしながら、ハートオン相談室の一部においては、一般的な相談対応業務とサービス等利用計画の作成業務とを兼務するなど、対応すべき業務量が許容範囲を超過してしまっている状況も伺えることから、今後は、委託内容の変更や対応業務に関する検証など、健全な体制を維持するための対応を行っていくこととする。

35 ページ

「相談支援体制の充実」のうち、「成年後見制度の普及促進」について説明を行う。

平成28年度は、障害者に関して、市長による後見等申立は1件、後見人等報酬助成は17件であった。これらはいずれも、身寄りが無い方や金銭的に余裕が無い方であっても成年後見制度の利用を可能とするための、重要な制度である。

より迅速な成年後見制度の利用を実現するための方策として、市民後見協力員の養成研修も実施している。平成28年度には28名が登録され、後見人等の専門業務を補助するボランティアとして活動することとなった。

成年後見制度に係る相談支援事業については、前年同様、法人に業務委託をしており、平成28年度は68件の実績が報告されている。

今後はさらなる実効性の確保のため、障害者差別解消支援地域協議会の助言を受けつつ対応を行っていきたいと考える。

36 ページ

「相談支援体制の充実」のうち「虐待防止体制の整備」について説明を行う。

平成28年度の障害者虐待防止センターへの通報件数は、養護者虐待29件、施設従事者虐待6件であり、前年度の合計件数と比較して約2倍の件数対応となっている。今年度も対応件数は増加傾向にあり、平成29年9月末時点において23件の対応を行っているところである。

通報件数増加の要因としては、虐待防止に係る講演会の実施やリーフレット配布等、周知及び啓発活動の効果によるものであると捉えている。

なお、障害者虐待事案に関しては、地域自立支援協議会権利擁護部会の専門的助言のもとで対応を行っており、対応事案の内訳は資料に記載のとおりである。

成年後見制度、障害者差別解消法、障害者虐待防止法については、いずれも市民向け、事業者向け、市職員向けの講演会を行っているところである。今年度における今後の予定としては、平成30年1月23日に市職員向けの障害者差別解消法の研修を予定している。また平成30年3月18

日には、市民向けとして、障害を持つお笑い芸人による障害者差別解消法講演会と、弁護士による障害者虐待防止法講演会の合同実施を予定しているところである。

19 ページ

重点項目 2 点目「就労の支援」について説明を行う。

平成 24 年度より、障害者就業・生活支援センター「ビッグハート」へ障害者就労支援事業委託を開始しており、障害がある方の就労相談や職場定着支援の体制を整備したところである。

19 ページ下段「(2) 就労支援体制の整備」に記載のとおり、平成 28 年度からは職場適応援助者「ジョブコーチ」を新たにビッグハートに配置し、1 人でも多くの職場定着者を出せるよう、企業等の職場と障害者本人の調整及びサポートを行うなどの職場定着支援に力を入れている。平成 28 年度においては、14 名の方が定着支援対象者として支援を受けており、今年度においては、20 名の方につき支援を行っているところである。その他、就労支援にあたる支援者側の視点や技術の向上を図るため、就労継続支援 A 型事業所、B 型事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等を対象として、障害者の雇用定着を目的としたスキルアップセミナーを開催している。

また平成 28 年度からは、雇用者の障害者に対する理解の深まりを通じた雇用促進を目的として、ハローワーク松戸管内の 4 市合同による企業向け雇用セミナー、並びにセミナー後の就職相談会を開催しており、実績として 66 社より計 81 名の参加を受けた。

資料 3. 「第 2 次松戸市障害者計画の体系・進捗状況一覧」より説明

(事務局より報告)

松戸市内の法定雇用率達成企業の割合については、平成 23 年度時点においては 29.5%であったところ、平成 28 年度においては従業員 50 名以上を抱える企業 118 社のうち 45 社が達成企業であり、達成率は 38.1%となっている。目標値へ向け、今後も継続的に取り組んでいきたいと考える。

資料 2. 「松戸市障害者計画進行管理票 (平成 29 年度)」より説明

(事務局より報告)

20 ページ

松戸市役所における平成 28 年度の障害者優先調達実績については、庁内 11 課から障害者就労施設へ、洗濯業務や清掃業務等の発注を行っており、金額としては 18,800,049 円となっている。この実績金額は県内 1 位であるところ、今後も発注拡大に向けて協力を行っていきたいと考える。

重点項目 3 点目の「災害時における支援体制の整備」に関しては、担当課である地域福祉課より報告をさせていただく。

資料 2. 「松戸市障害者計画進行管理票 (平成 29 年度)」より説明

(事務局：地域福祉課より報告)

重点項目3点目の「災害時における支援体制の整備」に関して説明を行う。

災害時要援護者支援体制の整備に係る事業は、危機管理課と地域福祉課が連携して実施しているものであり、地域福祉課では避難行動要支援者の名簿登録を行っている。

本日お集まりの中には、新たに委員として任命された方もいらっしゃるため、改めて、避難行動要支援者避難支援制度の概要を説明させていただく。松戸市では、65歳以上で一人暮らしの方、要介護認定対象者、障害をお持ちの方たちを対象として、松戸市避難行動要支援者名簿に避難支援者や避難場所の登録を行っており、避難行動要支援者避難支援制度として、地域の中で安否確認や避難誘導等を行うための仕組みづくりを進めているところである。本制度は、松戸市を13地区に分けた上で順次進められてきた。平成24年度に馬橋地区から開始されて以降、第2次松戸市障害者計画が策定された平成25年度には本庁地区、小金地区、小金原地区で実施されるなど、対象地区を毎年拡大していき、最終年度となる平成28年度に、松戸市全域において避難行動要支援者名簿が作成されることとなった次第である。平成29年度の事業内容としては、本制度のさらなる周知を目的として、市内全域の町会・自治会における回覧及びポスター掲示、並びに障害者通所施設へのポスター掲示につき、順次実施しているところである。

平成28年度末における事業実績としては、登録者数は7,166名、貸出町会数は143町会であり、登録者のうち障害をお持ちの方は2,291名となっている。

今後は、本制度をより多くの方へ周知するとともに、より多くの町会にて名簿を借り受けてもらうことで、地域の中で実効性のある避難支援体制を構築していただくことが必要である。地域の中で安否確認や避難誘導が円滑に行えるよう、避難行動要支援者名簿の仕組みづくりをさらに進めていきたいと考える。

資料2.「松戸市障害者計画進行管理票（平成29年度）」より説明

（事務局より報告）

「災害時における支援体制の整備」に関しては、危機管理課の担当による福祉避難所の整備が実施されているところだが、平成27年度に「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成が完了し、平成28年度には当該マニュアルに基づいた福祉避難所の開設・運営訓練が実施されている。

以上が、第2次松戸市障害者計画における重点事業3項目の説明であるが、その他、第1節から第5節までの計画内容のうち説明を行っていない項目について、簡単に説明をさせていただく。

資料3.「第2次松戸市障害者計画の体系・進捗状況一覧」より説明

（事務局より報告）

第1節第1項目「市民意識の醸成」については、アンケートにて「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した人の割合を集計したところ、平成23年度時点において、身体障害につき42.9%、知的障害につき56.2%、精神障害につき61.3%との結果であり、当初からそれぞれ高い数値であった。平成28年度の間接値においては、各数値が上昇している状況と

なっている。その要因としては、先ほどの説明中でも述べた障害者差別解消法や障害者虐待防止法等の講演会の実施による、市民の方々の知識や意識の高まりが関わっているものと考えられ、今回の中間値は、それまで見過ごされていた事柄についても差別・偏見や虐待として再認識されるようになったことの流れではないか、と分析している。

平成32年度の目標値としては0%という数値が記載されているが、これに関しては、差別や偏見を限りなくゼロに近づけたいという、計画策定当時の障害福祉課としての意気込みを掲げたものであるが、政策目標としての達成見込みは極めて薄いものと捉えている。したがって今後は、障害者差別解消法や障害者虐待防止法関連の講演会開催に伴って参加者アンケートを実施し、市民の方々の障害者差別・偏見に関する意識調査を改めて行ったうえで、その結果を踏まえて平成32年度の目標値を設定していきたいと考えている。

第1節第2項目「福祉に関する教育の充実」では、アンケートにて「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した人の割合につき、20歳代の回答者のみを抽出して集計している。第1項目とは異なり、こちらの集計結果では、平成23年度の策定時と比較して平成28年度の中間値が下がっていることが確認できるが、その要因に関しては、現状で明確に把握されていない。平成29年11月30日に予定されている次回協議会までに分析を続ける中で、明確な答えが出された場合には、協議会の場で報告したいと考えている。

第2節第4項目「障害の早期発見と早期療育」においては、乳幼児健診の受診率を示しており、策定時点での数値から非常に高い水準で推移していることが確認できる。このうち乳児健診に関しては、新生児への全戸訪問実施によって、受診予約や予防接種等へ繋がりやすい環境にあることが、高水準の要因であると捉えている。1歳6ヵ月健診、3ヶ月健診に関しては、乳児健診から間が開くことで受診を忘れやすい部分もあるところ、未受診者への連絡の実施といったフォローアップを行っている結果として、高い水準が維持されている。今後も、この高い水準を継続させることが、児童虐待の未然防止や障害の早期発見にも寄与するものであるため、関係各課との連絡調整を行いながら取組みを継続していきたいと考えている。

第3節第8項目「スポーツ・文化活動の支援」においては、この1年間で趣味や学習、スポーツなどの活動をした障害のある人の割合を示しており、策定時から7割弱程度で推移していることが確認される。こういった活動に関しては、健康福祉会館3階に設置している障害者福祉センターにて、居場所づくりや健康づくりを目的とした活動の場として「ふれあい教室」を実施しており、多くの方に参加をしてもらっている。今後も、こうした活動の場を提供する取組みを継続したいと考えている。

第5節第13項目「生活しやすいまちづくり」においては、鉄道駅のバリアフリー化率（ワンルート整備率）を示しているが、平成28年度時点の中間値でほぼ100%に近い達成率であることから、計画の順調な進行が確認できる状況となっている。

なお、資料3、「第2次松戸市障害者計画の体系・進捗状況一覧」にて数値を提示している項目のうち、ただいま説明を割愛した第1節第3項目、第2節第6項目、第4節第9項目、第10項目、及び第13項目における「道路のバリアフリー化地区別完了率」の部分については、関係各課との連絡調整が完了しておらず、現状での報告は出来かねるところである。平成29年11月30日に

予定されている次回協議会において報告できるよう、連絡調整を進めたいと考えているため、どうかご理解いただきたい。

< 質疑応答 >

議長：第2節第4項目で提示された乳幼児健診について。松戸市は、千葉県内では千葉市、浦安市に次いで、6～7か月児健診に対する助成を始めている。資料3の中では、6～7か月児健診の受診率に関するデータが載せられていないが、どのような状況なのか。

事務局：6～7か月児健診受診率に関しては98%から99%という数値であると確認している。

議長：6～7か月児健診の助成に関しては、他市町村では通常実施されていないものになるので、受診率は松戸市に比べて低いものではないかと予想している。松戸市では、助成により無料が保障されているからこそ、これだけ高いパーセンテージが出ているということなので、松戸市のPRという意味も含めて、是非この資料の中で提示してほしい。

委員：資料3の中では、重点項目とそうでない項目に事業が分けられているが、ここで提示されている項目というのは全て重要なものであると感じられる。重点項目とそうでない項目の分け方というのは、どのように判断したのか。

事務局：平成25年度に第2次松戸市障害者計画を策定する前年に、松戸市次期障害者計画策定委員会を立ち上げたところ、その会議の中で、重点項目3点が挙げられたという経緯である。なお、本日の説明では重点項目という呼び方で特に3点を取り上げる形となったが、説明の冒頭でも述べたとおり、本計画は福祉分野のみならず、教育、保健、就労、スポーツ、まちづくりなど様々な分野に基づいて体系的に進めていくものであるため、全ての項目を網羅していくという方針が根幹に存在している。

議長：今回新たに委員となった〇〇委員、何か意見は無いか。

委員：これまで就労支援部会に参加し、政策的な部分に関与したことはあるが、このような全体的な視点での計画策定に関与したことは意義があることと実感している。この内容を意識の中に入れて、今後も勉強をしていきたいと考える。

議長：同じく今回新たに委員となった〇〇委員、何か意見は無いか。

委員：私が直接関係する部分としては、重点項目2点目「就労の支援」になってくるが、達成率としてはまだ果たせていないというように感じる。一般就労へ向けた働きかけを、松戸市内の企業に対してさらに行っていただきたいと考える。

事務局：特別支援学校卒業者等がどのような働き方をするのか、という点に関しては、まずは本人の能力等のアセスメントによって適性が測られることとなる。また、働き始めた結果として、能力向上や経験の蓄積により一般就労の適性が生じてくる場合もある。このような様々なルートの中で一般就労への適性が見出された方につき、企業への結び付けが可能となるよう、企業向け雇用セミナー等の働きかけを通じた受け皿の確保に努めていきたいと考える。

議事2 第5期松戸市障害福祉計画・第1次松戸市障害児福祉計画について

「第5期松戸市障害福祉計画（案）・第1期松戸市障害児福祉計画（案）」より説明 （事務局：障害福祉課より報告）

第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画については、第1章から第4章までの全4章構成となっている。なお、このたび初めて松戸市障害児福祉計画を策定することとなったが、計画内において、障害者福祉計画と障害児福祉計画とが分割された構成とはなっておらず、全体として両計画が一体的に策定されている。

第1章「計画の概要」について説明を行う。第1章における項番1から4までにおいては、障害福祉計画・障害児福祉計画の背景、法的位置づけ、松戸市の他の計画における位置づけ、計画の理念と将来像に関する内容を掲げている。このうち、項番3「計画の位置づけ」において示されているとおり、第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画は、先ほど議題1にて進捗状況の報告を行った第2次松戸市障害者計画の下位計画にあたるものであり、第2次松戸市障害者計画が対象とする分野の中でも福祉分野に特化して、平成30年度から平成32年度までの3カ年を計画期間として策定されるものである。

第1章の項番5「計画策定にあたっての取組み」においては、本日の計画推進協議会をはじめとして、計画策定までにどのような取組みを実施してきたかを提示している。

第1章の項番6「障害者・児の現状」では、第2章以降で示されるサービス・事業の見込量並びに重点施策の設定において前提となる、障害をお持ちの方の現状について、障害者手帳所持者数推移や年齢構成等の情報をグラフ化して掲載している。

第1章の項番7「障害児（18歳未満）の現状」では、障害児のみを抽出して、その現状に関する各情報をグラフ化して掲載している。障害児に特化した情報の分析及び計画内での公表に関しては、このたびの障害児福祉計画策定にあたって初めて実施したところであり、これによって、障害児に特有のニーズの把握並びに支援策の構築へ繋がったと捉えている。

第2章「サービス・事業の現状・見込量と確保方策」においては、各サービス及び各事業の概要の説明と、過去における実績と見込量の推移を提示した上で、現時点の実績の分析、当該分析結果に基づく今後の見込量算出、見込量確保に向けた課題の導き出しを行っている。

第3章「計画の重点施策」では、まず項番1「国が定める重点施策と成果目標」において、国が定める計画の基本方針を踏まえ、重点施策として位置づけられた分野ごとの成果目標に言及してい

る。内容としては、「福祉施設入所者の地域生活への移行」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉施設から一般就労への移行促進」「障害児支援の提供体制の整備等」の5項目において、国が定めた基準に従って設定した成果目標の値を示しているものである。

なお、5番目の項目である「障害児支援の提供体制の整備」においては、内訳として4点が挙げられているところ、松戸市では、これら4点の全てに関して本日時点で達成を完了している状況であり、以下順番に説明を行う。1点目の「児童発達支援センター」に関しては、健康福祉会館内に設置された松戸市こども発達センターが、既にその役割を似合っているところである。2点目の「保育所等訪問支援を利用できる体制」に関しては、同じく松戸市こども発達センターが手がけており、体制が構築済みとなっている。3点目の「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保」に関しては、既に市内において2事業所ずつ確保されている。4点目の「医療的ケア児のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置」に関しては、平成28年11月に「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」が設置済みであり、これまでに3回の会議が開催されているところである。

次に第3章の項番2「本市における重点施策」について説明する。本項では、国が定めたもののほかに、特に力を入れて取り組むべき施策として松戸市が独自に設定したものにつき、重点施策として掲載している。具体的には3つの項目、「障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり」「医療的ケア児支援のための体制づくり」「地域共生社会の実現に向けた取り組み」を、松戸市独自の重点施策として挙げている。

このうち2点目の「医療的ケア児支援のための体制づくり」に関しては、先ほど述べたとおり、平成28年11月に設置された「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」にて、計3回の会議が開催されている。その中で、関係機関・団体・行政が行っている支援や連携のための取組の共有、実態調査・ニーズ調査・事業所調査を通じた現状把握や課題分析、医療的ケア児の支援に関する地域の課題についての議論等が重ねられたところであり、本計画内においては、その議論の結果として取りまとめられた、松戸市における当面の課題とその対応策を掲載している。ここに掲げる対応策の実行にあたっては、計画推進協議会だけでなく、松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議においても実施状況を検証していくとともに、適宜、現場の実情に合わせた改善を図っていきたいと考えている。

なお医療的ケア児関連については、全ての調査票並びに調査結果等を含む報告書類として「医療的ケア児の支援に関する地域の課題及び対応策」という冊子を発行しており、本日の協議会でも配布しているため、内容を確認されたい。

第4章「計画の推進に向けて」においては、地域自立支援協議会が障害福祉サービスのシステムづくりにおいて中核的役割を果たすこと、障害者計画推進協議会が本計画の推進にあたって中心的役割を果たすこと、両協議会は連携の上で事業及び計画を進めていくべきこと、の3点が提唱されている。

< 質疑応答 >

委員：松戸市では成人歯科健診というものをやっており、20歳以上の方であれば無料で歯科健診を受けられるというものであるが、診療所に来てもらわないとできない。高齢の方や障害のある方など、診療所に来られない方もいるので、例えば施設に入所している人が施設で受けられるよう、検討いただきたい。

事務局：掲載できるかどうか検討したい。

委員：国が定める重点施策の3番目「地域生活支援拠点等の整備」につき、緊急時の受け入れ・対応に関する松戸市としての考えを教えてほしい。つくし特別支援学校に通学している児童は、みな自宅から通っている。家庭での療育が困難な状態であるにも関わらず、ぎりぎりのところで行っている家庭がたくさんある。学校としても色々な相談機関、あるいは児童相談所とも連携をとりながら対応しているところだが、入所施設が近隣にないこととショートステイの体験をさせることがやりたくても出来ない状態である。一時入所も非常に厳しい状況で、警察から今夜連絡がないとよいが、というようなぎりぎりの状況を、この4月からたくさん学校の方で把握している。こういう施策を謳っていることに対し、市としてどのように今後検討していくのか伺いたい。

事務局：障害のある児童施設の不足については、市としても重々認識している。現状としては、困っている方から連絡いただき、相談事業所、相談支援専門員、市の職員が連絡をいれ、緊急時の受け入れ先を確保している。仰るとおり市には、ショートステイなどの施設が少なく、今後は、市の重点施策でも記載している、3項目目地域共生社会の実現にむけた取り組みが進めば、高齢者向けの施設についても、障害のある児童や障害のある方が使うことができるようになる面もあるので、施策の展開も含め、必要なときに必要な方が使うことができる環境の実現を目指し、市としても努力していきたいと考えている。

議長：説明の中に医療的ケア児の話があったが、実際に医療的ケア児を受け入れている〇〇〇〇の〇〇委員は、何か意見はないか。

委員：医療的ケア児に関して、地域共生社会の実現にむけた取り組みという部分になるかと思うが、私たち法人も高齢化に向けた施策を考えていかなければならないと思っている。途中で呼吸器をつけた方や脳挫傷の方などの中途障害の方に対する施策がない。重度心身障害者向けの施設が1つできたが、そういう方たちは制度の狭間にあり、その施設を利用できないといったように困っている。法律の中に全てを網羅することは難しいことだということは重々承知しているが、是非考えてほしい。

議長：制度からこぼれてしまった人たちをどうするかということだが、いかがか。

事務局：そういった問題があることは認識しており、難しいということも認識している。事業所あるいは地域の皆様のお力とご協力をいただきながら、実現に向けて市としても努力していきたいと考えている。

委員：先日、松戸市の医療的ケア児支援のための連携推進会議に参加した。その中で、医療的ケアの子どもたちのショートステイ先が松戸市にはないというような話題や、現在の国の制度では無理があるという話題が出た。お願いしたいことが色々あるが、それにはお金がかかるということを含めて、少しずつでも医療的ケア児の対応を考えていただきたい。

事務局：ショートステイの問題に関しては、報酬上・制度上の課題があるとの意見もある。医療的ケア児は主要なテーマの1つになっているので、国でも報酬の検討をしていると聞いているが、どのような内容となるかはわからない。「医療的ケア児支援のための連携推進会議」では、事業者ごとに考え方が違うことが分かった。例えば、普段から日中ずっと対応しているのであれば夜間も対応できるが、そうでない方は対応が困難であるという意見がある等、事業者ごとに、対応可能と考える内容が異なっているといったこともある。国の制度や報酬の動向を見守りながら、ショートステイを行っていただける可能性のある事業者に対して個別に働きかけをしていくことによって、粘り強く拡充を目指していきたい。

議長：日本の小児医療は世界でもトップクラスであり、今までほとんど救うことができなかった命を救うことができるようになった。これからは命を助けた後、そのお子さんがその後人間らしく生きていくことをどう支援していくかということが一番重要である。人工呼吸器などの医療的ケアをいれながら生きていくということについては、今まで我々も経験してきたことがなかったので、それに対して、どのようにやっていけばいいかということで、医療的ケア児が最近非常に問題になっている。松戸市には是非頑張ってください、この点について取り組んでいただきたい。

委員：医ケアの子どもを支えている家庭の背景としては、母子家庭の方が意外と多い。母子家庭では、経済的、人的な部分で過酷な家庭環境の中にあるという側面がまだある。ショートステイや保育園の拡充というところが、将来お母さんがお子さんを育てていくというモチベーションなど、色々なところに影響を与えていく。そこを含めて充実した制度を確立していただければと思う。母子家庭という家庭環境まではアンケートに出てこなかったと思うが、お子さんが生まれたときはまだ夫婦であったのに、色々な理由から、その先、母子家庭になっている事案がある。色々な会議では触れられていないが、実態としてそういった側面もあるので、その辺の制度的なところをお願いしたい。

事務局：ショートステイについては、先ほど申し上げたように、なかなか苦しい状況ではあるが、粘り強く、事業者に働きかけていきたい。保育については、今回は障害児福祉計画なので掲載していないが、国のモデル事業を活用して、医療的ケア児保育支援モデル事業を行う。具体的には、国のモデル事業を通じて、医療的ケア児支援のための保育所への看護師の雇い上げを行うとともに、

保育士による喀痰吸引等研修の受講を支援することとしており、保育の体制の整備に努めているところである。なお、連携推進会議については、千葉県の松戸健康福祉センターの地域保健課長に入っているため、是非、保健所とも連携をしていきたい。なお、医療的ケア児支援のための会議体を設置している自治体は全国でも20%未満と聞いている。また、聞いているところでは、市町村として、このように詳細な調査しているところはないとのことである。また、色々と対策は立てているが、松戸市の対策で特に特徴のあることは、相談支援専門員の対応能力向上について触れているところだと聞いている。この連携推進会議では、松戸市の実態を知ってもらうとともに、松戸市の先駆的取り組みを日本全体に普及するという意味でも、広く周知を図るべきであるとの意見が出された。今回お示しした資料を広く周知していき、普及啓発を進めていきたい。

委員：松戸市は一生懸命取り組まれていることを聞け、頼もしい。これからもお願いしたい。

委員：骨子の重点施策の中の障害者虐待防止法の中で、市民向け講演会、事業所向け講演会、職員向け研修会がある。内容の充実は当然だが、今後の計画では開催回数をどれくらい増加していくと考えているのか。障害者を取り巻く状況について一人でも多くの人たちに理解していただかなければならない問題だと思っている。

事務局：回数については、年度各1回と考えている。場所については、障害のある方が容易に来られることを想定し選定しているが、会場入り口までの段差、駅までの距離、駐車場の有無等を考えると場所が限られてしまい、選定が難しい状況である。会場の選択肢がもう少し広がったところで、回数を増加したいとの考えはあるが、現状では回数は各1回ずつで行いたいと考えている。

委員：それは、残念である。障害者を取り巻く方々には、伝えやすいと思うが、一般の方々に理解を示していただかないとならない。

事務局：開催回数というより、集客数を重視したい。一般に、講演会では、観客があまり入らないことも少なくないが、昨年度は著名人をお呼びすることで、多くの方にお越しいただくことができた。これまで以上に集客できるよう、内容の充実に努めたい。